

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年9月30日

水 曜 日

号 外(3)

目次

条 例

- | | |
|---|---|
| ○富山県地域未来基金条例 | 2 |
| ○富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |
| ○富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 | 4 |
| ○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 5 |
| ○富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | |
| ○昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例 | 6 |
| ○富山県花総合センター条例を廃止する条例 | |

条 例

富山県地域未来基金条例、富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例、富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例及び富山県花総合センター条例

を廃止する条例を公布する。

令和8年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第32号

富山県地域未来基金条例

(設置)

第1条 地域産業クラスターの形成を推進するとともに、地場産業の付加価値向上及び販路開拓を支援し、もって地域産業及び地域経済の持続的な成長を図るため、富山県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富山県条例第33号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第 2 第 1 項の表の私立学校授業料等減免事務であって規則で定めるものの項中「就学支援金法」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(デジタル化推進室)

富山県条例第34号

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第

243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

(富山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 富山県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和62年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事企画室)

富山県条例第35号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置が講じられていること。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

(こども家庭室)

富山県条例第36号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表庄東第一発電所の項中「24, 000」を「20, 600」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県条例第37号

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 2 条（）」を「第 2 条第 1 項（）」に改める。

第33条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 条第 1 号から第 3 号まで」を「第 1 条第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(道 路 課)

富山県条例第38号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年富山県条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事企画室）

富山県条例第39号

富山県花総合センター条例を廃止する条例

富山県花総合センター条例（昭和62年富山県条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（農業食品課）